# 埼玉県産業労働部職業能力開発センター 会計年度任用職員(生活支援員)募集要項

次のとおり会計年度任用職員(生活支援員)を募集します。

#### 1 職務内容

当センターでは、知的障害、精神障害、発達障害のある方を対象とした職業訓練を実施しています。このたび、募集する会計年度任用職員の業務は次のとおりです。

- (1) 訓練生のサポートや訓練生からの心理的相談等への対応
- (2) 社会生活適応訓練等の実施及びサポート
- (3) 職業訓練指導員に対する助言等
- (4) その他、センター内での職業訓練に係る業務

### 2 応募資格

- (1) 必要となる資格(次のいずれか)
  - ・精神保健福祉士
  - ・臨床心理士
  - ・ 社会福祉士で相談援助に関する実務経験が2年以上ある方
  - ・特別支援学校教諭(知的障害者)又は養護学校指導教諭の免許を持ち、障害者への教育に関する実務経験が2年以上ある方
  - ・その他、上記相当の資格・実務経験のある方
- (2)年齢・性別・学歴は問いません。
- (3) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合 には採用されません。
- ※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがな くなるまでの人
  - ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力 で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

#### 3 求める人材

次のすべてを満たす者が望ましい。

- (1)健康で何事にも前向きに取り組み、周囲の状況に応じた気配りができる
- (2) コミュニケーション能力があり、対面や電話で相手方との調整ができる
- (3) 障害の特性や支援方法に関する専門的知識や技術を有し、障害者等の相談対応や 職業訓練指導員への助言支援ができる。

- (4) ソフトウェア (Word、Excel、Teams など) が問題なく操作できる
- (5) 職業訓練制度に関して基礎的な知識や関連業務の経験があれば、なお良い

## 4 採用予定者数

1人

#### 5 勤務条件

(1)任用期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2) 勤務日数・勤務時間

原則週5日・週29時間(午前8時30分~午後5時15分のうち調整の上決定します。)

※休憩時間:60分

※勤務日の割り振りについては調整の上決定します。

勤務日及び勤務時間(例)

·月、火、金 午前8時30分~午後3時30分

・水、木 午前8時30分~午後3時

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日~翌年1月3日) です。

ただし、業務の都合により、4か月に1度程度、土曜日又は日曜日に出勤する場合もあります。

(4) 休暇

年次休暇10日、その他は県の規定によります。

(5)報酬

月額:171,300円~202,400円

(時間額: 1, 363円~1, 610円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6) 諸手当

期末手当:報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険あり

※加入条件を満たす場合に限ります。

#### (9)勤務地

埼玉県立職業能力開発センター内

所在地: 〒331-0825 さいたま市北区櫛引町2-499-11

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

## 6 応募について

- (1) 応募は、<u>令和7年4月11日(金曜日)【必着】まで</u>に下記担当宛てに、本募集 要項に添付している応募申込書、履歴書、身上書及び職務経歴書(様式任意)に必 要事項を記入の上、提出してください。
  - ※応募者多数の場合、早めに締め切ることがあります。
- (2) 提出は、郵送又は持参となります。
- (3) 封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (4) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません
- (5) 持参される場合の受付時間は、平日午前9時から正午、午後1時から午後5までです。

#### 7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行い、合格者にのみ令和7年4月17日(木)までに第二次審査の日程を連絡します。

なお、合否に関わらず、応募書類の返却はしておりません。

(2) 第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県立職業能力開発センター内の会場で令和7年4月 下旬に実施することを予定しております。

(3) 最終合格

令和7年5月上旬に、第二次審査の受験者全員に連絡します。

#### 8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒331-0825 さいたま市北区櫛引町2-499-11

担 当: 埼玉県立職業能力開発センター 総務・産業人材育成担当

電 話:048-651-3408

## 【参考】会計年度任用職員について

募集する会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2により規定されるものです。

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用 や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務に関する規程(服 務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守 る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)が適用となりま す。